

令和 7 年度

いじめ防止等のための基本的な方針



東松山市立南中学校

「東松山市立南中学校 いじめ防止等のための基本的な方針」

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒が「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、学校・家庭・地域、そして関係諸機関と連携し、「いじめゼロ」の学校づくりを推進する。

「いじめは、全ての生徒に密接に関係する問題であり、いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒でも起こり得る問題である。」を全職員の共通認識として、生徒指導部会、教育相談部会を中心に、未然防止、早期発見に向けた方策、早期対応の徹底と指導体制の確立に取り組んできた。すべての教育活動において、生徒一人一人に目を向け、定期的な面談や相談活動を充実させ、学校全体で「いじめゼロ」に向けた取組をさらに推進する。

「東松山市立南中学校いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「南中学校いじめ防止基本方針」という。）は、これまでのいじめ防止の取組をさらに実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域、関係諸機関が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

2 いじめに対する基本的な認識

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

（2）いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる [言葉]
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる [仲間はずし]
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする [軽度な暴力]
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする [暴力]
- ⑤金品をたかられる [恐喝]
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする [悪戯][窃盗][損壊]
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする [脅迫][屈辱][強要]
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等 [誹謗中傷][個人情報漏洩][名誉毀損]

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(3) いじめの理解

○いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わり被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

○国立教育政策研究所による調査(平成25年7月「いじめ追跡調査2010-2012」)によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった生徒も1割程度であり、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

○加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

① いじめの未然防止

○いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

○このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

○これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

② いじめの早期発見

○いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

○このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

○いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

③いじめへの対処

○いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応をすることが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

○このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④家庭や地域との連携

○社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

○また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑤関係機関との連携

○いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察、児童相談所や医療機関等の関係機関との適切な連携が必要であり、そのため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

○例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

3 いじめ防止等基本方針

(1) 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(法第13条)

本校は、法第13条に基づき、国のいじめ防止基本方針又は埼玉県及び東松山市の「基本方針」を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「南中学校いじめ防止等のための基本な方針」(以下「学校いじめ防止基本方針」という。)として以下のように定める。

- ア 自校の課題を把握し、教職員や学校関係者の認識の共通理解を図る。
- イ 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行する。
- ウ 生徒や家庭・地域と連携を図り、策定や説明に努める。
- エ 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を、学校いじめ防止基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置付ける。
- オ 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- カ 未然防止、早期発見の観点から、いじめに関するアンケート調査を定期的の実施する。
- キ 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、学校いじめ防止基本方針を見直す。
- ク 11月が東松山市におけるいじめ根絶強調月間であることから、生徒を主体とした取組を11月に実施する。
- ケ 重大事態への対応については、東松山市いじめ防止基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)
- コ 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中で、いつ、何を、どのようにすべきかを理解し、保護者や地域がどのような協力をし、学校として生徒をどのように育てようとしているかを示す。

(2) いじめ防止等のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法第22条)

本校では、いじめ防止、早期発見及び対応等に関する措置を実効的に行うために、中核的な組織として、「南中学校いじめ防止推進委員会」を設置する。

①組織の役割

この委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生し

たときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものである。

②組織の構成員

この委員会の構成員には、管理職、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、学校相談員、スクールカウンセラー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等にも参加を依頼し、対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するようにする。

③具体的な活動（役割）

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

④ 開催日

毎学期定期的に開催する。また、いじめ事案が発生したときには、臨時に開催する。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

①いじめの防止

- いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- 東松山市教育委員会作成の「いじめ防止プログラム」を活用した授業、「いじめゼロ五箇条」「いじめ根絶宣言」の掲示や道德教育の充実を図ることで、望ましい人間関係づくりの構築を図る。
- 未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 学年、学級や部活動を通して、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 分かる授業の実践を通して、すべての生徒が学ぶ喜びを味わい、意欲的に学習できる体制を整える。体験学習を通して、豊かな人間性を養う。
- 生徒個々の良さの発見に努め、主体的に行動できる生徒の育成を図るとともに、居場所のある学校づくりを進める。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめの助長につながったりする恐れがあることを認識し、愛情を持って接する態度の育成に努める。

②早期発見

- いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、定期的なアンケート調査や教育相談（面談）の実施、相談窓口の活用等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校相談員、スクールカウンセラーとの連携を図るとともに、生徒指導部会、教育相談部会の充実に努め、積極的に情報を収集し、早期発見に努める。
- PTAや保護者会、学校公開日等を活用し、保護者からの情報提供や保護者アンケートにより早期発見に努める。

③いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、南中学校いじめ防止推進委員会に報告し、組織的な対応を行う。
- 教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに南中いじめ防止推進委員に報告・相談をする。
- 南中学校いじめ防止推進委員会において、情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、指導にあたっては、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに必要に応じて保護者へ協力を依頼する。
- 対応について、教職員全員の共通理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組み、いじめに係る情報を適切に記録する。
- 被害・加害生徒の保護者へ連絡するとともに、東松山市教育委員会への報告・相談を速やかに行い、指導、支援を依頼し、事案に応じて関係諸機関との連携を進める。

④いじめの解消

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間は、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、南中学校いじめ防止推進委員会の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階

で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また、南中学校いじめ防止推進委員会では、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。（法第28条）

○法第28条第1項第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○法第28条第1項第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は市立小・中学校の判断により、迅速に調査に

着手する。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○詳細な調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

(2) 報告

○重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会に報告する。

(3) 調査の実施

① 調査の趣旨及び調査主体

○法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

○重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査をする。

○学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

② 調査を行うための組織

○市教育委員会の指導のもと、学校はその事案が重大であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うための組織（以下「校内調査委員会」という）を組織する。

○市教育委員会が調査主体となる場合は、法第14条第3項の「教育委員会に設置される附属機関」である調査審議会を、調査を行うための組織とする。

○学校が調査主体となる場合は、法第22条の「いじめの防止等の対策のための組織」を、調査を行うための組織とする。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

○「事実関係を明確にする」とは、重大事態となったいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から） ・ 誰から行われ ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

○この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

ア いじめられている生徒からの聴き取りが可能な場合

○いじめられている生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質

問紙調査や聴き取り調査などを行う。必要に応じて保護者からも聞き取り調査を行う。

○この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

○調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、保護者へ協力を依頼し、いじめ行為を止める。

○いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

○これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会の指導・支援のもと、関係機関とも適切に連携し、対応に当たる。

イ いじめられている生徒からの聴き取りが不可能な場合

○生徒の入院や死亡など、いじめられている生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

○生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

○いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成27年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校が、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対し調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。

- ・調査を行う組織については、調査審議会とする。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない思慮や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報のみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教育委員会の適切な対応が求められる。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといってトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子供の自殺は連鎖（後追い）の恐れがあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

エ その他留意事項

- 事案の重大性を踏まえ、市教育委員会により、義務教育段階の生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（４）調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

法第28条第2項に基づき、市教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

②調査結果の報告

- 調査結果について、学校は、市教育委員会に報告する。
- 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市教育委員会に提出する。

5 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

- 学校は、いじめの防止等に向けた取り組みについて検証し、その結果を市教育委員会に報告し、保護者・地域に公表する。
- いじめ問題が重大事態に発展した場合等に資料として重要性があるため、三年間保存しておく。

いじめ防止年間計画 東松山市立南中学校

※定期的に実施していくもの

毎週実施：生徒指導部会（毎週金曜）教育相談部会（隔週月曜）

毎学期実施：教育相談アンケート→チャンス相談実施

月	活動計画	活動内容（学：学校、生：生徒会、保：保護者）
4	学：学級づくり 学：校内研修 学：人権朝会、人権作文、人権標語 学：教育相談アンケート調査 保：保護者会 PTA 総会	いじめ防止に向けた学級づくりといじめの対応 いじめの把握、初期対応小中間の連携（小中連携生徒指導教諭） 国語科、社会科の授業で人権感覚を養う いじめ問題に関する学校の情報提供 いじめのない学級づくり（経営方針の徹底） 方針の確認 いじめ問題に対する学校の方針の説明
5	学：第1回いじめ対策委員会 学：校内研修 学：部活動保護者会 学：体育祭	学校の指導方針の確認いじめの実態 個々の生徒の情報交換と対応の検討を把握する 生徒・保護者に向け、部活動内での協力、思いやりについて 保護者の理解を得る 様々な競技を通し、生徒間の協力、思いやりを養う
6	学：教育相談 学：校内研修（人間関係づくり）	いじめに関する継続的な実態把握で、いじめのない学校を作る いじめの実態の把握、生徒の変容の確認
7	学：校内研修 保：3年進路説明会	いじめの把握、初期対応小中間の連携 保護者からの意見聴取
8	学：部活動の指導 学：校内研修	活動を通し、生徒間の協力、思いやりを要した取組を確認する 夏休み後のいじめに関する実態把握
9	学：芸術祭 生：生徒会本部役員選挙 生：いじめ撲滅キャンペーン	活動を通して、子供たちの手で、いじめのない学校づくりの推進を行う。 アンケート及び二者面談で把握したいじめ問題への対応について スローガンの募集と掲示による生徒の意識高揚
10	学：3年三者面談 学：合唱祭	いじめに関する実態把握 目標に向け生徒間の協力、思いやりを養う
11	学：人権週間・学級活動 学：アンケート調査 学：校外学習（1年） 保：2年保護者会（修学旅行説明会含）	各学年の共通の題材による指導 いじめに関する実態把握 班、学級、学年内の協力、思いやりを養う 保護者からの情報や意見の聴取を把握する
12	学：全校三者面談 学：修学旅行（2年） 学：部活動の指導	いじめに関する実態把握 班、学級、学年内の協力・思いやりを養う 練習等の活動を通し、生徒間の協力、思いやりを養う

1	学：校内研修 保護者、地域との連携を図る取組について 学：第3回アンケート調査 冬休み後のいじめに関する実態把握
2	学：新入生保護者会 保護者からの情報や意見聴取（アンケート実施） 保：1、2年保護者会 保護者からの情報や意見の聴取 学：民生委員連絡協議会 いじめの情報提供と実態の確認、民生児童委員との意見交換。地域との連携、今後の取組についての話し合い。
3	学：小中連絡協議会 小中連携による情報交換 学：校内研修 次年度に向けての取組の検証、次年度の学級編制等での配慮